

2023年1月6日 全4頁

EU タクソノミー：ミニмумセーフガード

CSRD 等の適用前後で基準が異なる点に留意

金融調査部 兼 政策調査部 研究員 田中大介

[要約]

- 2022年10月、PSF (Platform on Sustainable Finance) は、タクソノミーの基準の一つであるミニмумセーフガードに関する報告書を公表した。
- ミニмумセーフガードとは、主に人権や汚職、税制等に関する要件である。事業の実施主体である企業がミニмумセーフガードに適合していないとみなされれば、著しく環境問題の改善に寄与する事業を行っても、サステナブル（グリーン）な経済活動とは認められない。
- 現在のタクソノミー規則では、ミニмумセーフガードの基準として国際的に遵守すべき条約やガイドライン等が示されている。他方、EU 域内でミニмумセーフガードに当たる法規制が敷かれている場合は、その法規制がミニмумセーフガードの代替的あるいは補完的な役割を果たすようだ。報告書では例として、SFDR (Sustainable Finance Disclosure Regulation)、CSRD (Corporate Sustainability Reporting Directive)、CSDDD (Corporate Sustainability Due Diligence Directive) を挙げており、特に CSRD の適用前後でミニмумセーフガードの基準を変更することを提案している。
- 報告書で代替性が高いとされている CSRD や CSDDD の具体的な内容は、現時点では一部定まっておらず、今後の関連動向に注目したい。

ミニマムセーフガードの役割

EUタクソノミーは、図表1に示す基準をすべて満たす経済活動がサステナブルな経済活動（グリーン）と認められる制度である。これまでの拙稿¹で、図表1の①②④に関する基準を概説したが、本稿では2022年10月にPSF²（Platform on Sustainable Finance）が公表した③ミニマムセーフガードの報告書の概要を述べる。

図表1 EUタクソノミーの基本構成

- ① 環境目的（気候変動緩和、気候変動適応、水資源の持続可能な利用・保護、サーキュラーエコノミーへの移行、汚染管理、生物多様性の保全）のうち一つ以上に実質的に寄与すること
- ② その他の環境目的を著しく害さないこと
- ③ ミニマムセーフガード（最低限の社会保障措置）を遵守すること
- ④ 技術的な基準を満たすこと

（出所）EU “REGULATION (EU) 2020/852 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 18 June 2020 on the establishment of a framework to facilitate sustainable investment, and amending Regulation (EU) 2019/2088 (Text with EEA relevance)”（2020年6月22日）より大和総研作成

基本的な考え方と基準

ミニマムセーフガードは、人権等の社会的最低保障措置として、2020年6月に公布されたタクソノミーに関する規則2020/852の18条にて定義された概念である。この条項の目的として、サステナブル（グリーン）投資が人権（労働権を含む）への悪影響や汚職行為などにつながる場合に、持続可能と評価されないこととしている。条文（原文）では、既存の国際規約やガイドライン等の遵守が求められている（図表2）。例えば、ILO（国際労働機関）の基本条約（中核的労働基準）では、8つの原則・権利³（結社の自由および団結権保護、団結権および団体交渉権、強制労働、強制労働廃止、最低年齢、最悪の形態の児童労働、同一報酬、差別待遇（雇用・職業））を挙げている。ただし、これらは国際的に遵守されるべきものであるため、EU域内法でより厳しい要求をしている場合は、EU域内法の適用を妨げるものではないとしている。つまり、すでにこれらに沿った法規制がEU域内で敷かれているか否かによって、この規則で求めるミニマムセーフガードの基準は変わり得ると考えられる。

¹ 田中 大介「EUタクソノミー：残り4つの環境目的」（2022年12月26日、大和総研レポート）などを参照。

² 欧州委員会がタクソノミーに関する具体的な基準（閾値等）の作成を委託した組織。

³ 2022年6月のILO総会にて、中核的労働基準として新たに2つの条約（職業上の安全および健康条約、職業上の安全および健康促進枠組）を含める決議が採択・即時発効されている。ただ、タクソノミー規則の公表が2020年であることから、原文では8つの原則・権利と記載されていると推察される。

図表 2 ミニマムセーフガードに関する EU タクソノミー規則の記載概要

- ・ 経済活動がタクソノミーに適合しているとみなされる事業者は、以下のような責任ある企業行動に関する基準を遵守していなければならない
 - OECD（経済協力開発機構）の多国籍企業行動指針
 - ILO（国際労働機関）基本条約における 8 つの原則・権利
 - UNGPs（国連ビジネスと人権に関する指導原則）
 - 国際人権規約
- ・ 環境、健康、安全、社会の持続可能性に関連して、EU 域内法がより厳しい要求を適用する場合はこれを妨げない

(出所) EU “REGULATION (EU) 2020/852 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 18 June 2020 on the establishment of a framework to facilitate sustainable investment, and amending Regulation (EU) 2019/2088 (Text with EEA relevance)” (2020 年 6 月 22 日) より大和総研作成

よって、EU タクソノミーのミニマムセーフガードを設けるうえで、国際的な条約やガイドライン等と各域内法との関係を整理する必要がある。実際、報告書では EU タクソノミーで定義することが望ましいミニマムセーフガードの基準が、SFDR (Sustainable Finance Disclosure Regulation: サステナブルファイナンス開示規則)、CSRD (Corporate Sustainability Reporting Directive: 企業サステナビリティ報告指令)、CSDDD (Corporate Sustainability Due Diligence Directive: 企業サステナビリティデューデリジェンス指令) などの非財務情報開示あるいはデューデリジェンスに関する制度でどのくらい代替または補完されているかを説明している。

そのうえで、図表 3 のような基準を提案している。例えば人権に関しては、CSRD の適用前後で EU 企業のミニマムセーフガードの基準を変えている。適用前までは国連ビジネスと人権に関する指導原則 (UNGP) の遵守を求めているが、現在検討中の CSRD では OECD 多国籍企業行動指針に則った HRDD (人権デューデリジェンス) の実施状況について開示が求められる見込みであることから、CSRD 適用後は UNGPs に加え OECD 多国籍企業行動指針の遵守を求めている。

ミニマムセーフガードの基準のうち、企業がいずれかに該当する場合は不適合とみなされ、多量の CO₂ 排出量を減らす事業等を行ったとしても、決してサステナブル (グリーン) な経済活動とは認定されない。報告書では、図表 3 の基準で区別されている CSRD のほか、CSDDD がミニマムセーフガードにおける代替・補完性が高いとしているが、現時点で両制度の具体的な内容は定まっていない部分がある。今後の関連動向によっては官報記載あるいは実務的に参照するミニマムセーフガードの基準が変わり得るため、EU のサステナブル開示規制には引き続き注意が必要だろう。

図表 3 PSF が提案するミニマムセーフガードの概要

		人権	汚職	税制	公正な競争
CSR 適用後	EU 企業	1. UNGPs や OECD 多国籍企業行動指針に示された適切な HRDD (人権デューデリジェンス) を確立していない	1. 腐敗防止プロセスが存在しない	1. 会社が税務ガバナンスとコンプライアンスを重要な監督要素として扱わず、適切な税務リスク管理戦略が存在しない	1. 会社が適用されるすべての競争法・規制を遵守することの重要性について従業員の意識向上を図っていない
		2. 会社が適切な HRDD を実施していない兆候が見られる	2. 会社またはその上級管理職、子会社の上級管理職を含む経営陣が汚職に関する裁判で有罪となった	2. 会社または子会社が税法への違反が判明した	2. 会社または子会社の上級管理職が競争法違反で有罪となった
CSR 適用前		・ UNGPs に示された適切な HRDD を実施していない			
非 EU 企業					
EU 中小企業		1. 会社の規模等に合った HRDD を確立していない 2. 人権、労働権、消費者の権利のいずれかに違反していることが判明した	・ 会社が汚職に関する裁判で有罪となった	・ 会社が税法への違反が判明した	・ 会社が競争法違反で有罪となった

(注) プロジェクトファイナンスや SPV (特別目的会社) は EU 企業または非 EU 企業の基準が適用される。

(出所) EU “Platform on Sustainable Finance’s report on Minimum safeguards” (2022 年 10 月 11 日公表)
より大和総研作成